

**恵那市市勢要覧（20周年記念）作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

令和6年5月

恵那市役所総務部総務課

1. 事業の目的

恵那市は、本年 10 月 25 日に新恵那市誕生 20 周年を迎える。市の全体像をとらえ、これまでの歩みと市の魅力をわかりやすく紹介する市勢要覧を発行する。

2. 一般事項

- (1) 発注者 恵那市
- (2) 事業の名称 恵那市市勢要覧（20周年記念）作成業務委託
- (3) 業務の場所 恵那市 地内
- (4) 業務の内容 恵那市市勢要覧（20周年記念）の企画、デザイン、編集、印刷
- (5) 予算上限額 3,905,000 円（消費税及び地方消費税込み）
- (6) 事業期間 契約日から令和 6 年 10 月 10 日まで
- (7) 審査 審査委員会において、最適契約候補者を選定する
- (8) 性格 本プロポーザルは最適契約候補者の特定を目的に実施するものである。従って契約にあたっては、原則として提案内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではない。
- (9) 事務局 恵那市役所総務部総務課広報広聴係
〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1
担当：荒川
電話 0573-26-2111(内線 296802) ファクス 0573-25-6150
電子メール kouhou@city.ena.lg.jp

3. 参加者の資格要件

次に掲げるすべての要件を満たしていることとする。

- (1) 恵那市競争入札参加資格者名簿（広報誌印刷）に登録されている市内の者で、本業務が履行可能な者。
- (2) 提案書の提出期限において、恵那市の指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し

ている者でないこと。

- (5) 当該業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できる者。

4. 公募スケジュール

- (1) 実施要領等の公表：令和6年5月16日（木）から市ウェブサイトで公表
- (2) 質問の受付期間：令和6年5月16日（木）から5月22日（水）まで
質問は、質問書により電子メールで提出すること。（質問書の様式によらないもの及び電子メール以外の質問には回答しない。）
回答方法：受け付けた質問書を取りまとめ、市ウェブサイト上で回答する。
- (3) 参加表明書の提出期間：令和6年5月16日（木）から5月30日（木）まで
本委託業務に参加を希望する場合は、別紙参加表明書を総務課まで直接持参または郵送すること（必着）。
持参による受付は、午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日は除く）。なお、電送による提出は受け付けない。
- (4) 企画提案書提出期限：令和6年5月30日（木）
「6. 提出書類」を総務課まで直接提出。郵送と持参以外の提出は受け付けない。
受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日は除く）。
- (5) 審査：令和6年6月上旬
- (6) 審査結果の公表：令和6年6月上旬
審査結果は参加団体すべてに送付する。
※審査結果に関しては、異議申し立ては受け付けない。

5. 企画提案書

(1) 提案内容

- ①次の事項を必須とし、「恵那市市勢要覧（20周年記念）作成業務 仕様書」の趣旨に沿って提案すること。
- ・基本方針 市勢要覧全編を通した基本的な考え方
 - ・展開方針 市勢要覧全編を通した展開の考え方及び特集など各項目の考え方
市勢要覧全編の構成案（ページ割付）も分かるようにすること
 - ・レイアウト方針 写真・文字配置、色彩など、レイアウトの考え方
- ②提案は、全て企画提案書に記載すること。

③提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めないこと。

(2) 様式

①用紙 A4版様式任意 片面10枚以内（表紙除く）

②ページ番号 表紙を除き通し番号とし、各ページに印字すること

(3) 追加提案

・本市が要求している以外に、有効な提案があれば自由に提案すること。

・ただし、提案できるものは今回の事業費の範囲内のものに限る。

6. 提出書類

(1) 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

(2) 見積書 1部

(3) 会社概要調書 1部

(4) 業務実施体制報告書 1部

(5) その他

①参加表明書を提出した場合であっても、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合は、辞退したものとする。

②提出された企画提案書は返却しない。また、提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

④企画提案書等の作成、提出等、参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

⑤提出書類のないように含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

7. 審査

(1) 審査方法

①審査は提案書によるプレゼンテーションを基に評価し、契約候補者を選定する。

②審査は非公開で行う。

③応募者が1者であった場合は、提案書により審査を実施する。

(2) 審査の概要

- ①日 時 令和6年6月上旬
- ②場 所 本市が指定する場所
- ③出席者 1応募者2人以内
- ④実施時間 1応募者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）
- ⑤プレゼンテーション
 - ア) 提出した企画提案書等を基にプレゼンテーションを行うこと。企画提案書等と異なる内容及び追加資料の配布は認めない。
 - イ) プrezentationの順番は、プロポーザルの参加表明順に行う。

8. 契約

選定した受託候補者と恵那市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、採用になった案について、恵那市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結する場合がある。

なお、受託候補者と恵那市との間で行う仕様の詳細事項についての協議が調わなかった場合には、評価結果において評価点が次点の提案者と協議を行う。契約保証金については、免除する。

9. その他

（1）失格

下記に該当する場合は、失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- ②提出期限内に提出書類が提出されなかつたもの。

（2）留意事項

- ①提出された企画提案書等は、受託候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ②企画提案書等提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ③本要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。